

交通事故による

高次脳機能障害相談



怒りっぽく、**乱暴**な言動が目立つようになった。

交通事故後に
このようなことがありませんか？

無料



集中力が下がり、**同じ失敗**をすることが多くなった。



アッ、忘れた!

物忘れが激しくなったり、**計算ミス**をするようになった。

それは、**高次脳機能障害**かもしれません。

(交通事故による高次脳機能障害が疑われる場合の
民事上の問題を広くご相談いただけます。)

——相談内容及び相談日時、相談場所等詳しくは裏面をご覧ください。——

(公財)日弁連交通事故相談センター神奈川県支部

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館内

Q 交通事故による高次脳機能障害が疑われる場合、 どのような問題(民事上)が相談できるのですか？

A 例えは・・・

- 1 事故によるけがは回復したが、事故前と異なり怒りっぽく、乱暴な言動が目立つようになったり、行動や感情の抑えがきかなくなった。これは高次脳機能障害ではないか。
- 2 既に自賠責保険の後遺障害認定において高次脳機能障害が認定されているが、今後の対処方法はどうすればよいのか。
- 3 自賠責保険の後遺障害認定において高次脳機能障害非該当と判断された。あるいは、認定はされたがその等級に疑問がある。
- 4 高次脳機能障害のことに気がつかずに示談が済んでしまった。 など

お電話にて相談日時の予約をしてください。

相談料金 無料

相談方法 面接相談 (事前電話予約制)

相談日時 毎月第2・第4水曜日 (都合により変更することがあります)

午後1:15～午後3:45 (1回50分)

相談場所 神奈川県弁護士会館

予約受付 平日 午前9:30～午後5:00

予約電話番号 045(211)7700

お力になります！
まずはご相談ください



交通案内

- ◆ JR 関内駅南口、市営地下鉄関内駅から
徒歩10分
- ◆ 地下鉄みなとみらい線日本大通り駅から
徒歩1分
- ◆ 道案内はこちらの電話番号におかけください
TEL:045(211)7700



(公財)日弁連交通事故相談センター神奈川県支部

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館内

